

第77号

Water & Mud Newspaper

水 泥 新 聞

2022年（令和4年）6月5日

編集

フジクリーン工業株式会社

〒464-0850

愛知県名古屋千種区今池

四丁目1番4号

TEL 052-733-0325



浄化槽台帳の現状と果たすべき役割

いつ、どこに、どのような浄化槽が設置されたかを記録する「浄化槽台帳」は、カルテのような存在。これまでは自治体が独自で作成・管理してきたが、いまだ導入していない自治体もあるなど問題を抱える。

「浄化槽台帳」が果たすべき役割と整備状況、期待される有用性を探る。



そもそも浄化槽台帳とは？

浄化槽台帳（以下、台帳）とは、各自治体が排水処理インフラ整備のため、浄化槽の設置状況をまとめた情報のこと。これまで台帳の整備は任意とされてきたが、令和元年の浄化槽法改正により、都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長が作成することが規定された。単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、11条検査受検率向上などを目的とし、浄化槽設置等の届出、法定検査結果の報告、指導監督の記録、工事や保守点検、清掃に関する情報等、さまざまな情報を管理するものとしている。まだ台帳が整備されていない自治体に向けては、環境省が浄化槽台帳システムを作成。運用マニュアルにて、システムのインストールから各種設定方法、ファイル作成などが解説されている。

新しい取り組みと有用性

① 電子データ化

台帳をより効果的に活用するためには、情報を電子データ化することが望ましい。Microsoft Excel など表計算ソフトは電子化の第一歩となるが、情報の更新をスムーズに行い、正しく管理するためにはデータベース管理システムの導入がベスト。改正浄化槽法に関する施行通知（令和2年3月5日付環循適発第20030519号）では、「浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から3年を目途に整備に努めること」との考えが示されている。

② GIS機能の導入

台帳にGIS（地理情報システム）機能を持たせることで、浄化槽の位置を地図上で視覚的に把握できるようになる。ほかにも、家屋間距離を計測する機能や集合処理区域の管渠延

長距離を算出する機能により、生活排水処理計画の見直しにも活用が可能に。災害時には、浄化槽の被災状況や仮設トイレの設置状況の把握はもちろん、ハザードマップと重ね合わせることで、浸水する可能性のある浄化槽を推定し、交換が必要となるプロワの準備など、事前の防災対策にも役立てられる。

まとめ 浄化槽台帳の役割

① 浄化槽の適正な設置及び維持管理の確保

- ・浄化槽の設置と維持管理の実態把握
- ・不適正と判定された浄化槽に関する情報の把握・指導監督の実施
- ・法定検査の効果的な運用と受検率の向上

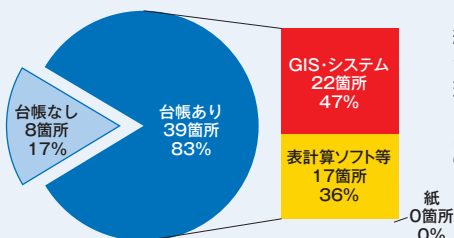
② 生活排水処理対策の実施

- ・「みなし浄化槽」や「汲み取り便槽」の浄化槽への転換の促進
- ・生活排水処理計画等の策定・見直し

※環境省環境再生・資源循環局「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第3版」より

浄化槽台帳の整備状況

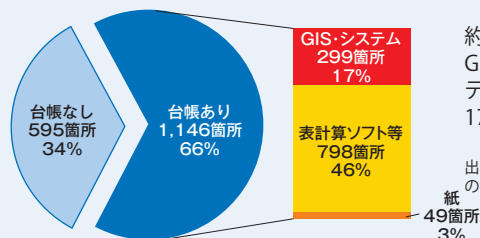
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。システムによる台帳管理は約47%。

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%。

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

11条検査受検率向上のため 浄化槽台帳整備を促進した 静岡県検査機関の取り組み

11条検査受検率の低迷と 検査台帳の見直しによる 受検案内の送付

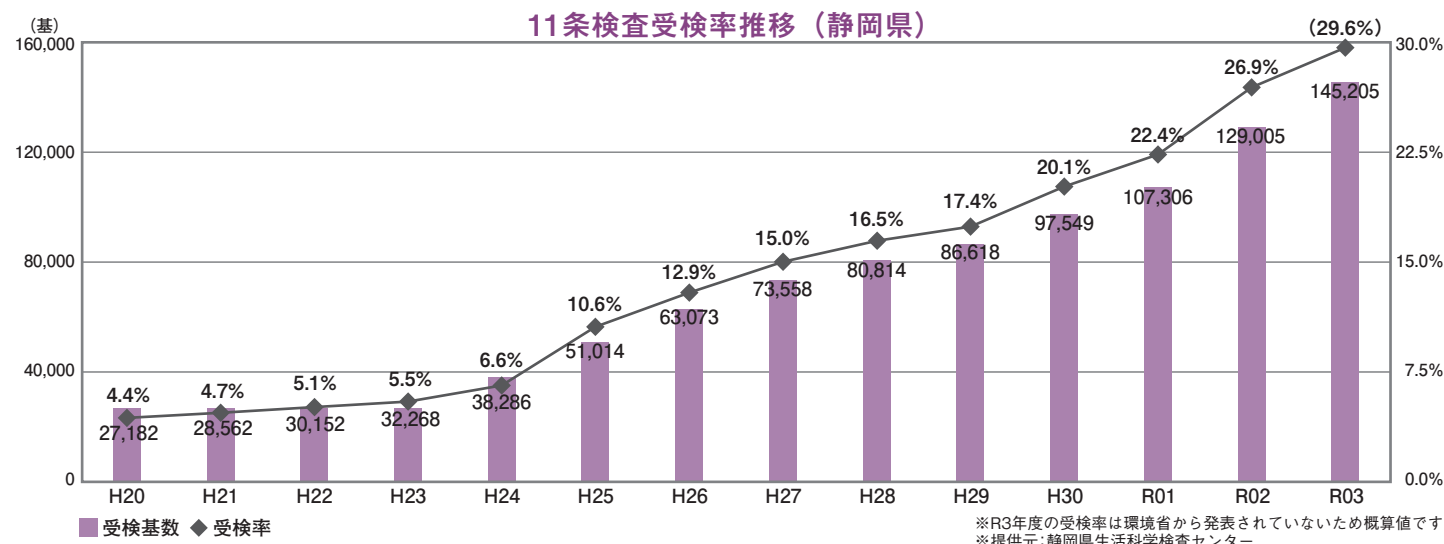
約50万基と、全国で3番目に多く浄化槽が設置されている静岡県では、平成20年代前半の11条検査受検率が4～6%と全国最下位を記録。これを解決するため、静岡県は平成25年度から、「浄化槽法定検査周知強化事業」を浄化槽関係団体および指定検査機関と協働しスタート。翌年度からは指定検査機関が事業を引き継ぎ、受検推進の専属部門を新設、職員9名を配属した。この事業では指定検査機関の検査台帳(約12万6千基)をもとに、検査依頼

のない施設にDM発送と電話フォローで受検を呼びかけた。さらに、平成29年度には、指定検査機関の検査台帳と県が作成した新規設置台帳(平成14年度以降に設置された約10万基の浄化槽情報)の突合作業を開始。その結果、指定検査機関の検査台帳に収載されていない浄化槽を1万1千基新たに特定。また、建売住宅等の現管理者が不明となっている施設については、県が「登記簿事項証明書による調査」を実施し、現管理者を特定する体制を整え、未受検施設にDM発送や戸別訪問を実施。その結果、平成30年度の11条検査受検率は20.1%と向上し、事業開始前と比べて約3倍に増加した。

単独浄化槽の問題と 浄化槽台帳の再整備

一方で、約30万基ある単独浄化槽の11条検査受検率は、平成30年度で2.4%と低迷。要因の一つに、県が持つ台帳の実態との乖離があった。そこで、県が台帳の再整備をスタートし、未受検施設に受検案内と合併浄化槽への転換を推奨するDM発送を実施している。DMは県からの通知だが、受け取った管理者の中には「詐欺ではないか」と疑う人も。清掃や維持管理を担当する浄化槽関係団体に協力してもらい、管理者に丁寧に説明をすることで、理解を得ている。その結果、単独浄化槽の11条検査受検率は、令和2年度で7.2%と改善傾向にある。

さらに11条検査受検率を向上させるためには、台帳整備はもちろん、県と浄化槽関係団体の連携が必要不可欠となる。



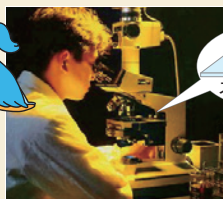
フジクリーン研究員の
ミニ講座

浄化槽と微生物

Lesson 2 浄化槽内で働く役者たち(1)

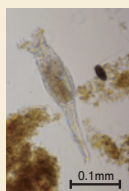
カワセミズホ

浄化槽内の生物は排水に含まれる物質(汚れ)をエサとして活動し、成長します。その結果、汚れ成分が消費されて水がきれいになります。つまり、どのような生物が存在しているかで、排水処理の状況を確認することができるのです。浄化槽内の生物は、担体やろ材に付着した「生物膜」という集合体で存在するため、通常の顕微鏡では生物膜をスライドガラス(平面)にのせて観察します。生物や生物膜を立体的に観察するには別の手法が必要ですが、それは次回詳しく解説するので楽しみに！



スライドガラス

顕微鏡観察の様子



ワムシは処理良好時に出現することが多い正義の味方？



クマムシはかわいいので癒されます。世界でも珍しい横下両方向からの動画の撮影にも成功しました！

動画は
コチラから！

<https://youtu.be/7-6vYIGTX5o>

